

令和2年度社会福祉推進事業

「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の
連携方策や業務分担に関する調査研究事業」

地域共生社会実現のための 人材育成研修

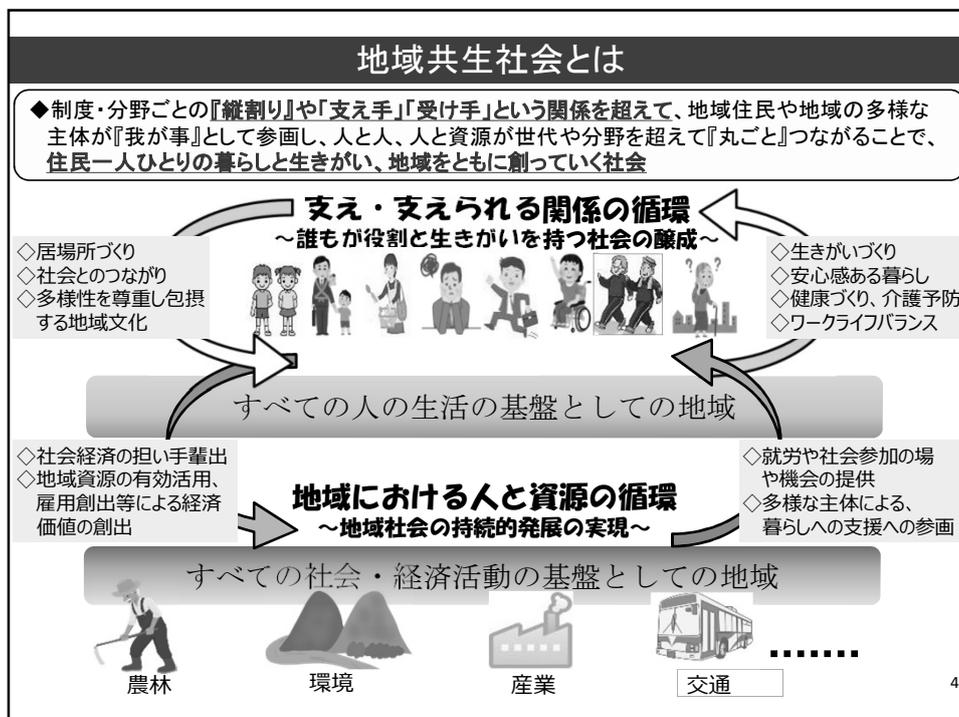
13：30 開始予定です。



社会福祉法改正を踏まえた 地域共生社会の推進について

※ 本資料は、現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得ますのでご注意ください。

1. 地域共生社会の実現に向けた これまでの検討の経緯



日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、**個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）**している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、**個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。**

（共同体機能の脆弱化）

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、**未婚化が進行するなど家族機能が低下**
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる**日本型雇用慣行が大きく変化**
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

<人口減による担い手の不足>

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で**地域社会の担い手が減少**しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で、災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、**地域社会の持続そのものへの懸念**が生まれている

○ 高齢者、障害者、生活困窮者などは、**社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない**

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、**地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組**が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

5

我が国の社会保障の特徴

- **自助・互助・共助・公助の役割分担**
「自助」:自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する
「互助」:家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い
「共助」:個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する社会保険制度
「公助」:自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉
- 社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」と位置づけられてきた。
- 公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定め典型的なサービスを準備する形で、順次、制度を拡充。

6

「縦割り」と「一方向」の支援

● 「タテワリ」と「一方向」

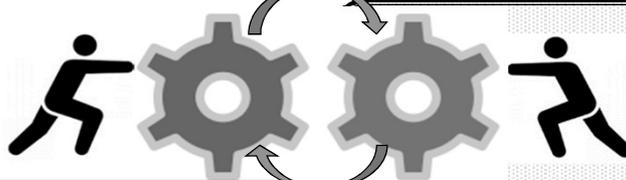
- 個人ごとに異なる**複雑化したニーズ**には答えにくい
- **制度の狭間**の問題
- 「支え手」「受け手」とに分かれ、**本人の持つ力を引き出すという発想**になりにくい
- 「課題解決型」：
 - ・ マイナスをゼロにするという視点
 - ・ 「自律的・能動的に生きる」ことを支えるというポジティブな視点は弱い

⇒そもそもそれぞれの人生は複雑。「狭間」はいつまでも埋まらず、「課題」も解決できないのではないか、という発想の転換

7

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- **本人が有する特定の課題を解決することを目指す**
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- **本人と支援者が継続的につながることを目指す**
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複雑化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

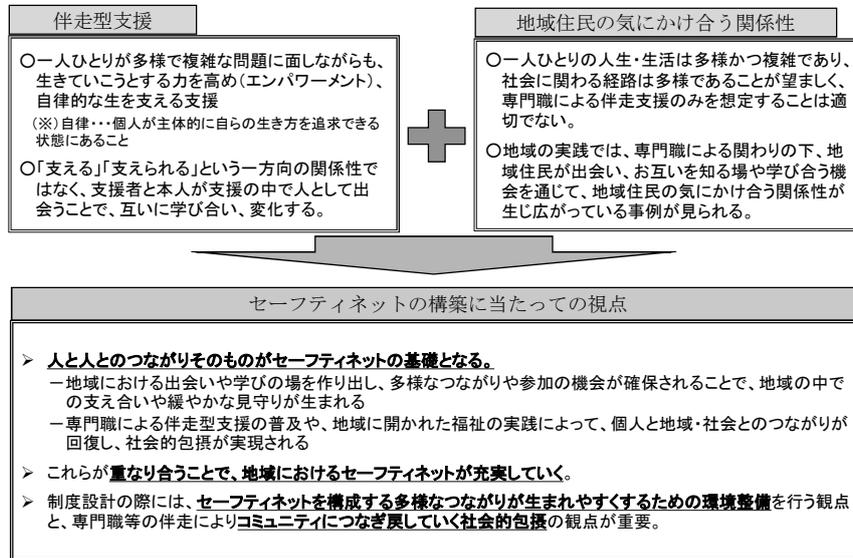
共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせる必要がある。

8

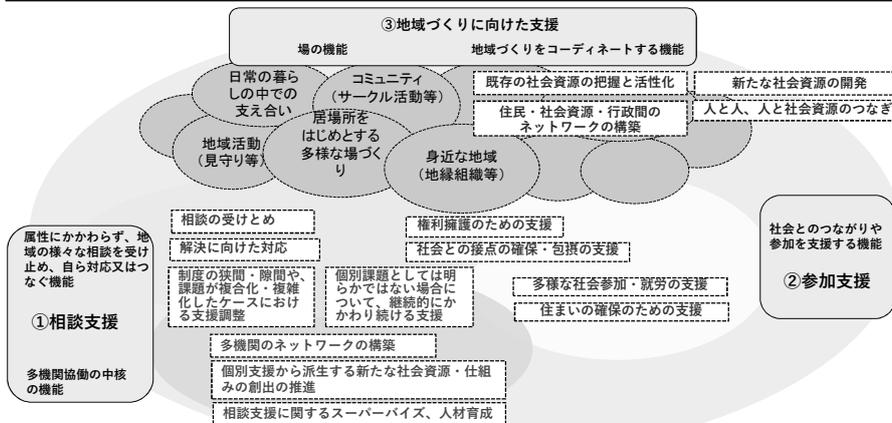
伴走型支援と地域住民の気にかけて関係性によるセーフティネットの構築



9

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



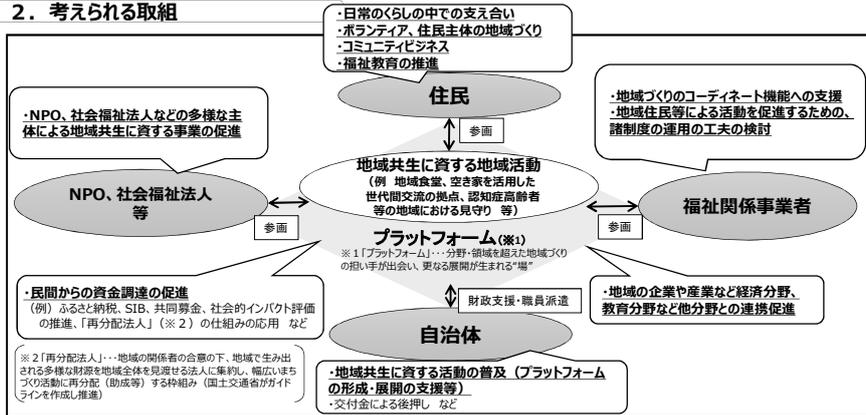
10

地域共生に資する取組の促進
 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、**住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。**
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、**画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。**

2. 考えられる取組

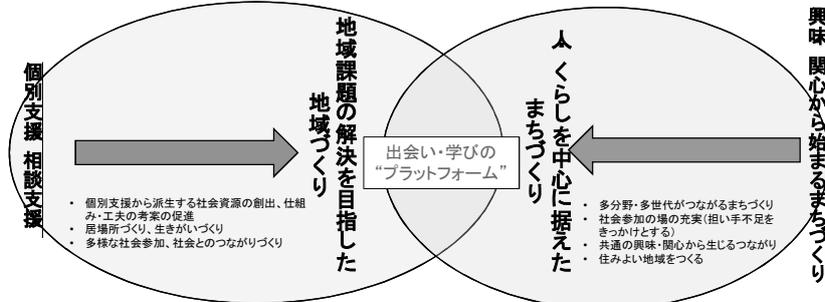


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして**福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践**に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化の中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

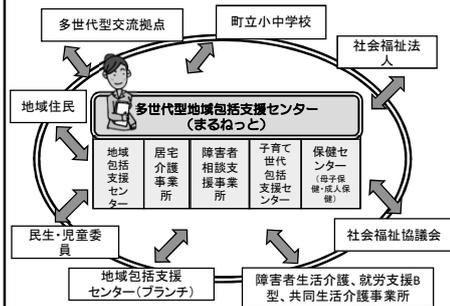
福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



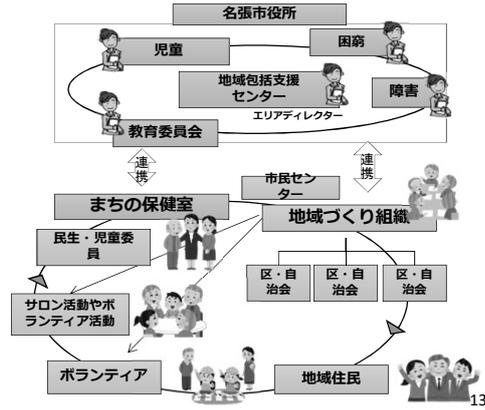
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、**多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）**を設置し、住民からの様々な相談に**ワンストップ**で対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に**相談員を配置**し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する**連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置**し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

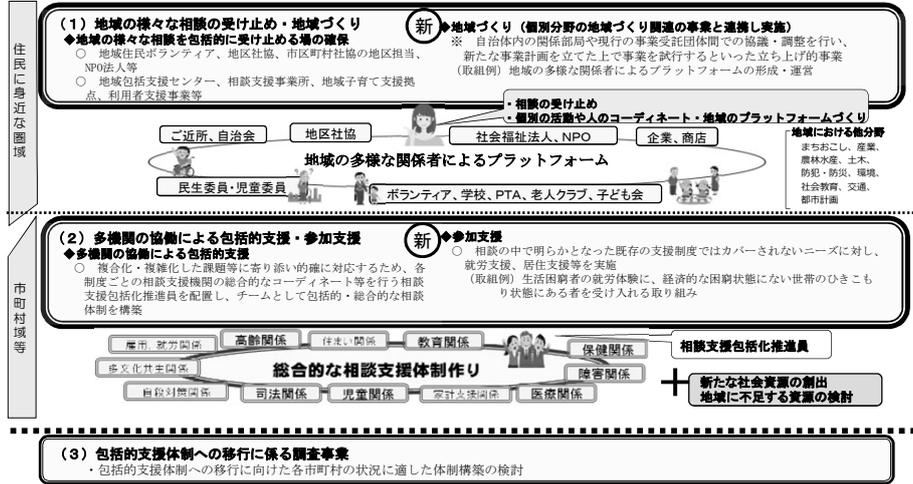
A町	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ● 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ● 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円
(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200-250か所)
補助率：3/4

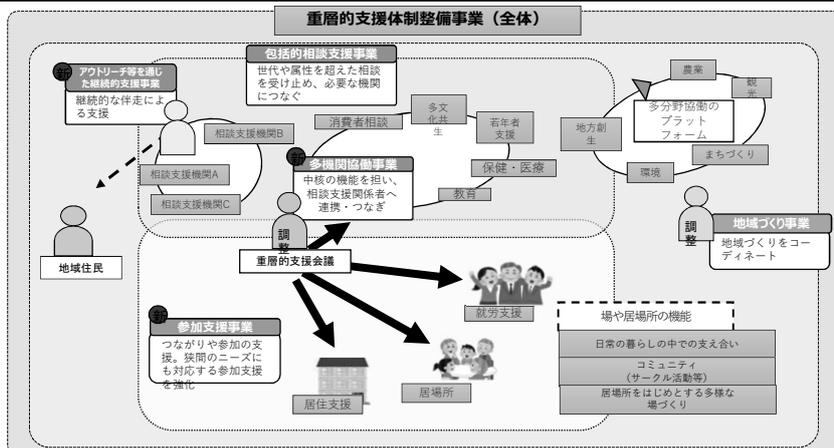
相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施



2. 新たな事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みと考え方

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



19

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、**市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めること**をめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、**地域資源の強みを活かす体制**とする。
- **社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全て**を実施する。
 - ・各事業の**実施要件(人員配置、設備基準)**は引き続き適用される。
- 各事業は**委託による実施も可能**。
 - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆ 体制整備に向けたプロセスが重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

20

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業 I～IIIの支援を一体的に実施

I 相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施
- 以下の2つの機能を強化
 - ① 多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
 - ② 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

II 参加支援

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - (※2) 就労支援、見守り等居住支援 など
- 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的に時間をかけた支援を行う

III 地域づくりに向けた支援

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 以下の場及び機能を確保
 - ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

※ 支援プランの作成(多機関協働と一体的に実施)

重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

○ 重層的支援体制整備事業の内容

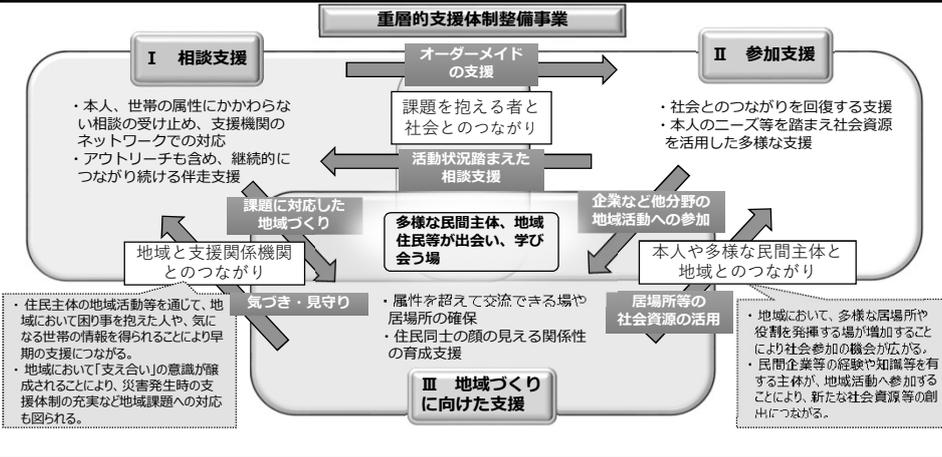
- ① 新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。
- ② 3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	○	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定)
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	○	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	○	
第6号	支援プランの作成(※)	○	

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

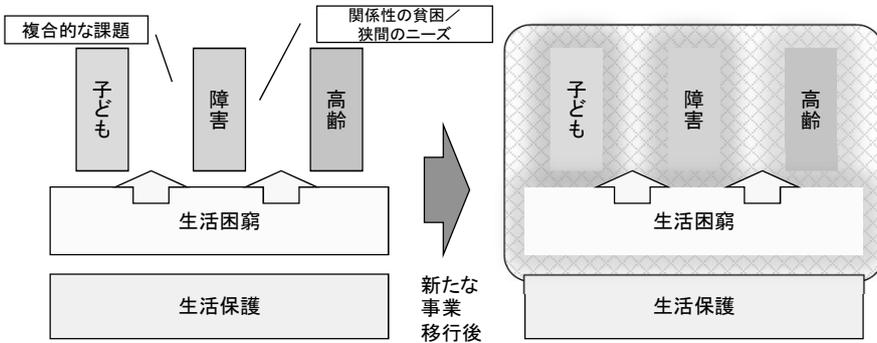
「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の相互関係

- 「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - ▶ 相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援の充実・社会参加メニューの充実）
 - ▶ 地域づくり支援と参加支援の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - ▶ 地域づくりの推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくり、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

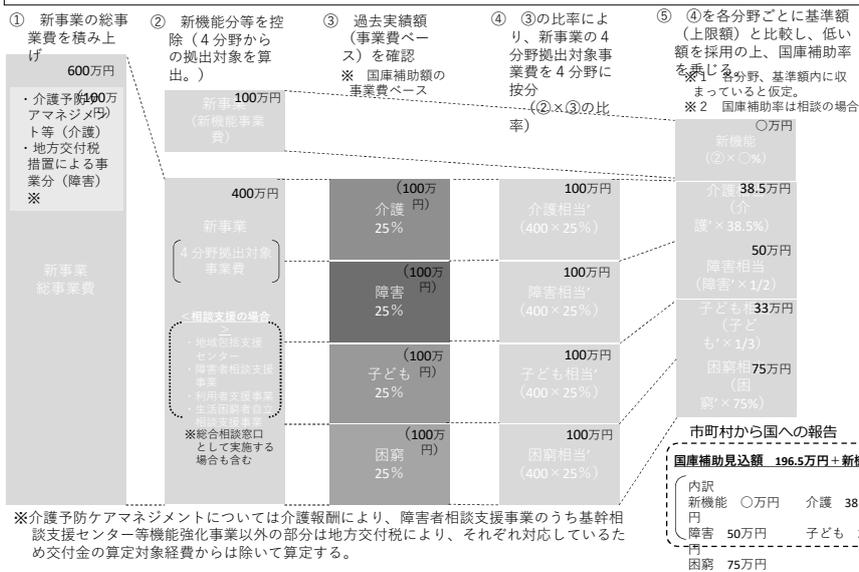
- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
 - ※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



2-2. 新たな事業の財政支援 (重層的支援体制整備事業) について

個々の市町村における費用按分のフロー(案)

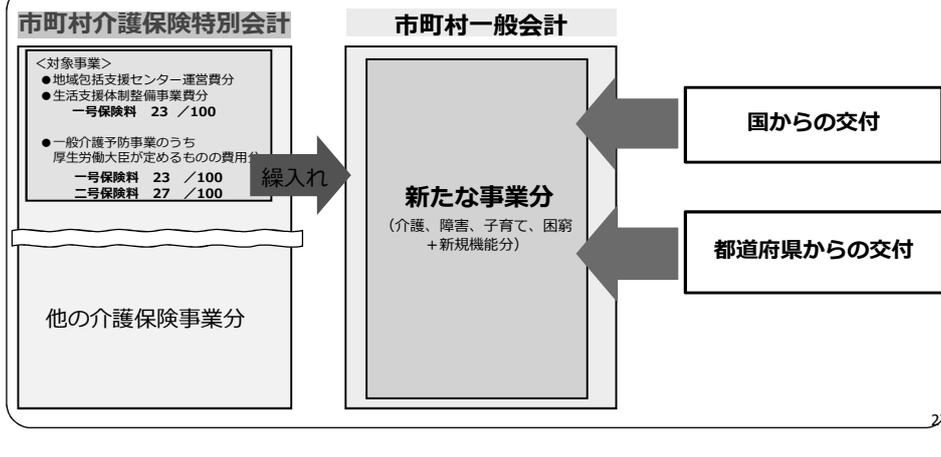
○ 新たな事業に手をあげる自治体において、「相談支援」及び「地域づくり支援」にかかる事業費については、以下の費用按分の作業を実施して、国庫補助見込額を算出して国へ交付申請を行う。
 ※ 過去実績額による按分率については、相談支援、地域づくり支援について、それぞれ別々に算定する。



新たな事業の財政支援について

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村



補助金の一体交付等によるメリット①

- 従来、分野毎に別々に交付されていた国等からの補助金について、社会福祉法に基づく1つの交付金として交付されることにより以下のようなメリットが生まれる。

市町村

- ・総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要がなくなり、**事務コストが軽減**されるとともに、**補助金の用途につき指摘を受ける懸念が払拭**される。
- 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。

支援機関・支援者

- ・タイムスタディなど補助金執行のための詳細なバックデータをとる必要がなくなり、**事務コストが軽減**され、**本来の対人支援（ケア）に時間をかける**ことができるようになる。
- 8050問題などの多様なニーズに対応する取組を行いやすくなる。

住民・利用者

- ・支援者がより多くの時間を対人支援（ケア）にかけられるようになり、提供される支援の量が増え、福祉サービスへの満足度と信頼感が高まる。

補助金の一体交付等によるメリット②

○既存の相談支援機関を支え、支援の強化につなげるため、新たな事業として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を創設することで以下のようなメリットが生まれる。

市町村

・属性毎の既存事業の間を埋めることで、円滑に包括的な支援体制を構築し、複合化、複雑化した課題に対応することができる。

支援機関・支援者

・多機関協働事業を中心として、分野横断の支援者のネットワークが構築されることで、困難事例・複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援に当たる（困り事を受け止める）ことができるようになる。（バーンアウトの防止）

・属性を超えた支援員間の相互のスーパーバイズや支援ノウハウの共有の仕組みが作られることで、複合的な課題への支援員の対応力の向上・スキルアップが図られる。（支

住民・利用者

・自治体全体で包括的な支援体制が構築されることに伴い、複雑化・複合化した課題を有する個人や世帯であっても、たらい回しになることなく、自治体内で連携した支援体制で断らず受け止めてもらえることができる。

・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心として市町村内の支援関係者全体で、必要な者や世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困り事の深刻化の防止につなげることができる。（市町村、支援者のメリットにも繋がるもの）

・参加支援の推進等を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進む。

29

2-3. 新たな事業の体制構築等について

30

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

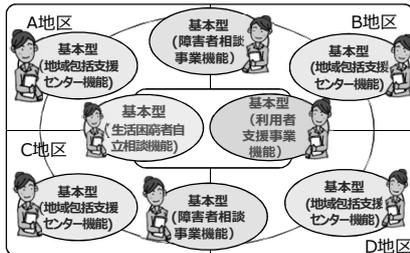
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、**個々の支援拠点の具体的な設置形態**については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、**どのような実施体制とするか**、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、**各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの**。

類型	内容
基本型事業・拠点	○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

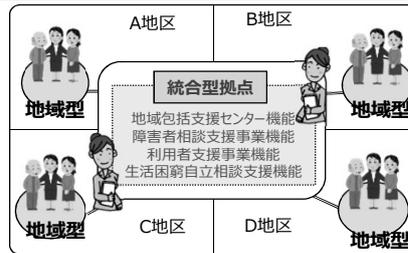
31

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



32

3. 最後に伝えたいこと

**重層的なセーフティネットの構築
(新たな福祉政策のアプローチ③)**

第2回地域共生社会推進検討会
提出資料 一部改変

> 国民一人ひとりが、課題を抱えながらも自律的な生活を継続することを支援していく上では、「自助・互助・共助・公助」の固定的な役割分担ではなく、
 ①(準)市場の機能【福祉サービスなど】
 ②共同体・コミュニティ(人と人との関係性)の機能を通じた保障【ケア・支え合いなど】
 ③行政により確保される機能を通じた保障【伴走支援・社会的包摂など】
 のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、セーフティネットを充実させていくという視点が必要なのではないか。
 > これまでの福祉政策は、福祉サービス等の(準)市場の環境整備に重点が置かれてきたが、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の低下を踏まえると、①～③のバランスを保つためには、共同体・コミュニティのケア・支え合いなどの機能の充実を図るための環境の整備が必要と考えらえる。

【イメージ図】

福祉サービス等の(準)市場の環境整備
 行政により確保される機能
 【伴走支援・社会的包摂など】
 本人
 (準)市場の機能
 【福祉サービスなど】
 共同体・コミュニティの機能
 【ケア・支え合いなど】
 コミュニティ活動への資源の提供
 多様なケア・支え合う関係性を生むための環境整備

→ 「公共」を担うのは行政だけではなく、社会を構成する全てのものが担うもの

18

最後に伝えたいこと

- 地域共生社会の議論には、大きく2つの要素がある
 - この地域をどのような地域にしていきたいか（こ
うあったらいいね、を叶える仕組み）
 - 自治体の中の働き方改革（互いの信頼に基づいた働き方への転換）
- まずは分野を超えて出会う場を作り、互いを学び、議論を始めること。

より詳しい情報は以下をご覧ください！

- 今般の社会福祉法の改正内容をご説明する場として、「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」を厚生労働省のYouTubeサイトに動画配信及び厚生労働省のHPに資料掲載するかたちで実施いたしました。
- 重層的支援体制整備事業の具体的な内容、事業実施の財政スキーム、実践者からの取り組み事例など、様々な角度からの説明を試みています。ぜひご覧ください！

➤ 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_480204.html

➤ 今般の社会福祉法の改正について
（説明動画）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMifEDRzrujf>

（資料）※上記説明動画にて用いている資料です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

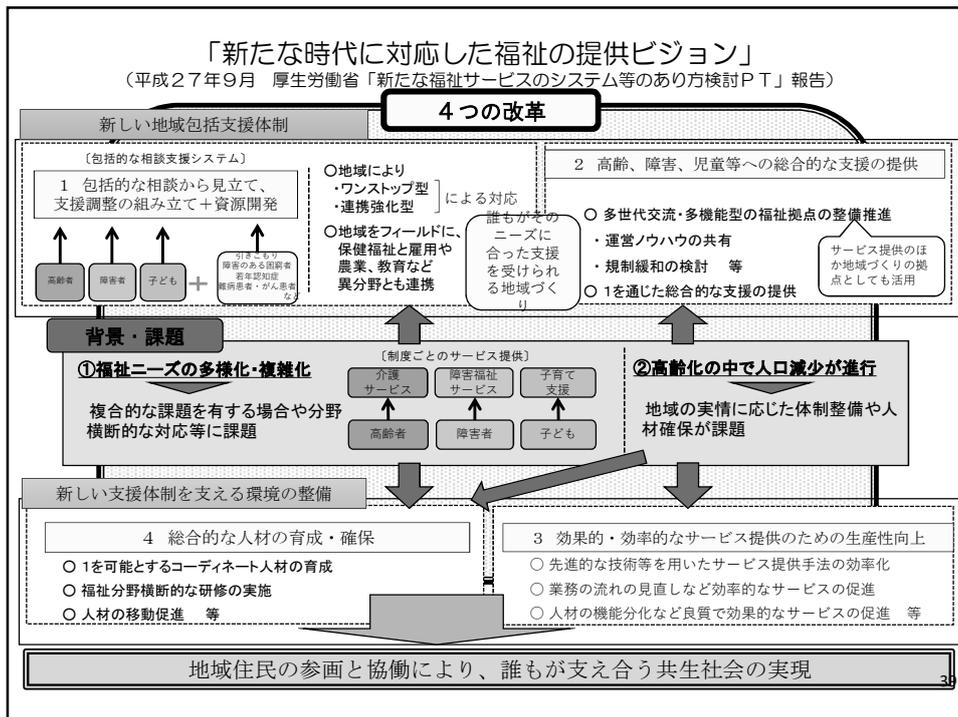
参考資料

37

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告） 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
7月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
10月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
12月	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
平成29年2月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。 地域力強化検討会 最終とりまとめ
9月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連
12月	通知の発出
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和元年5月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

38



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
 (4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

前回（平成29年）改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実施する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通して日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困難状態に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② クラスを支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量で発現しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づき申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

<p>III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）</p> <p>2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。 ○ 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。 ○ 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。 <p>3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるように交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。 ○ 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。 <p>IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤</p> <p>1 人材の育成や確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。 <p>2 地域福祉計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。 <p>3 会議体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。 <p>4 都道府県及び国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。 ○ 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。 	43
--	----

<p>同 事 業 実 施 の 方 針</p> <p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年5月22日衆議院厚生労働委員会）</p> <p>準備について、必要な期言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。</p> <p>と。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。</p> <p>二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。</p> <p>三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同 事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営</p>	44
---	----

参考 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和2年6月4日 参議院厚生労働委員会)

の相
 談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを
 踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含め
 て必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実
 施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村へ
 の一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保
 健福祉士が活用されるよう努めること。

二～六 (略)

令和2年度 地域共生モデル事業実施予定自治体

278自治体が実施予定【市区町村251自治体(新規65)、都県27自治体(新規9)】

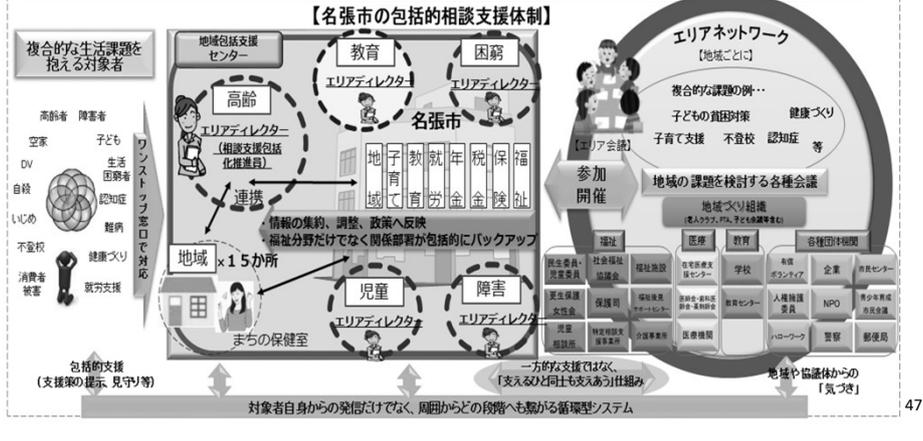
都道府県名	市区町村名	実施年数																												
北海道	釧路市	5	秋田県	秋田市	5	山梨県	甲府市	5	愛媛県	松山市	5	高知県	高知市	5	徳島県	徳島市	5	香川県	高松市	5										
	札幌市	3		横手市	3		北川町	3		新居町	3		佐々木町	3		佐々木町	3		佐々木町	3	佐々木町	3	佐々木町	3	佐々木町	3				
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2														
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2														
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2														
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2														
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2												
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2												
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2												
	旭川市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2												
旭川市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2							

※ は、都県
 ※令和2年6月末時点
 国庫補助協議状況

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

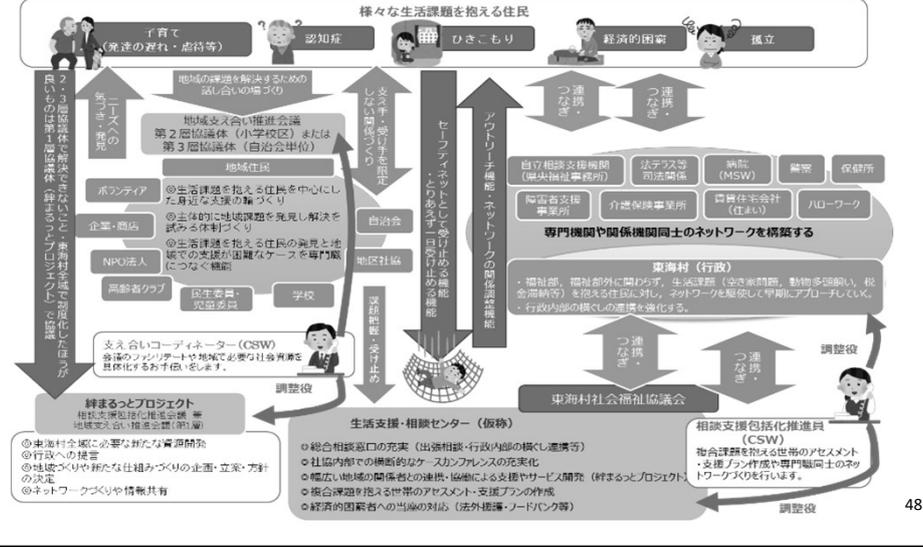
- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
 - 身近な距離で分野を超えた総相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
 - 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
- ★エリアディレクターの業務
 地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
 縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていこう）

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～



包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

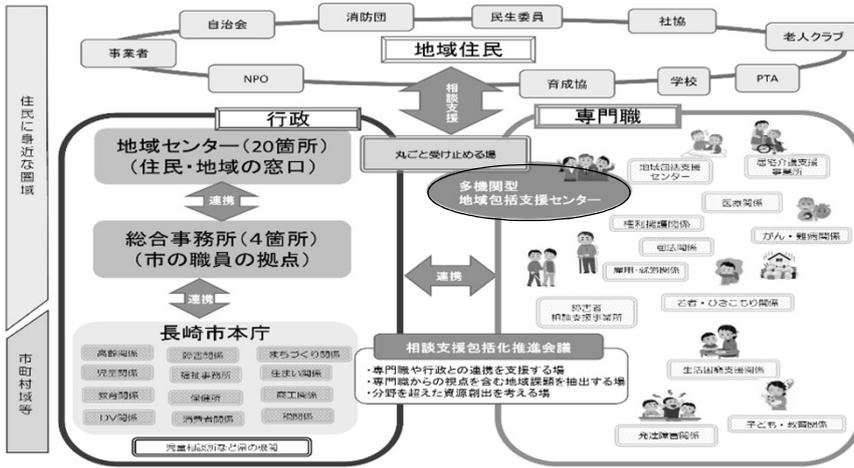
- 地域での相談支援力を強化しつつ、住民と専門職との連携・協働
- ささまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
 - 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、「待ち」の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

ワンストップ相談窓口を設置

- 市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。（地域包括支援センター運営法人に委託）
- 高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各3名を配置。
- 相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施



49

包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

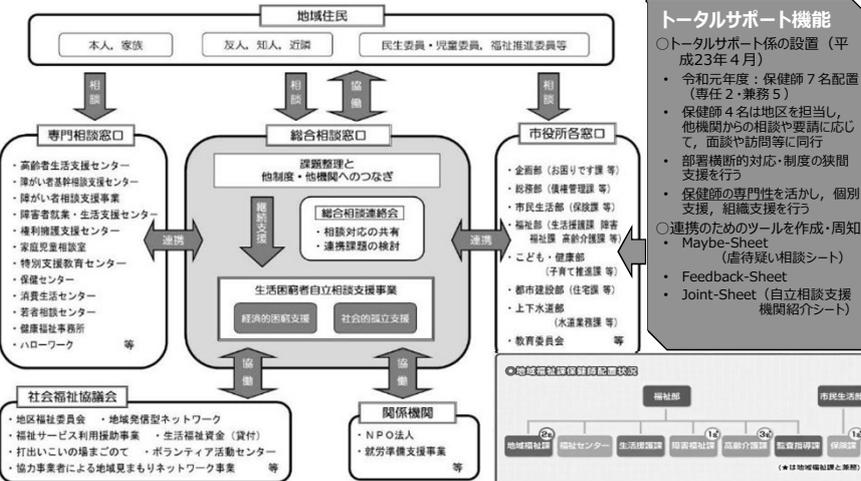
- 「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。
- 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現、地域福祉係）として配置。連携のためのツール（相談をつなぐモード）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

自治体概要※

人口 96,020 人
面積 18.47 km²
※人口1人あたりの面積 0.019 km²
小学校数 8
中学校数 3

トータルサポート機能

- トータルサポート係の設置（平成23年4月）
- ・令和元年度：保健師7名配置（専任2・兼務5）
- ・保健師4名は地区を担当し、他機関からの相談や要請に応じて、面談や訪問等と同行
- ・部署横断的対応・制度の狭間支援を行う
- ・保健師の専門性を活かし、個別支援、組織支援を行う
- 連携のためのツールを作成・周知
- ・Maybe-Sheet（虐待疑い相談シート）
- ・Feedback-Sheet
- ・Joint-Sheet（自立相談支援機関紹介シート）



50

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※
人口 398,479
面積 36.60㎢
小学校数* 41
中学校数* 18
※2019年4月1日現在
*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり（新たな担い手の育成）

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進（中高年男性中心）し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口（地域福祉の活動拠点）

- ボランティア（校区福祉委員、民生・児童委員）がどのような相談でも受け止める。

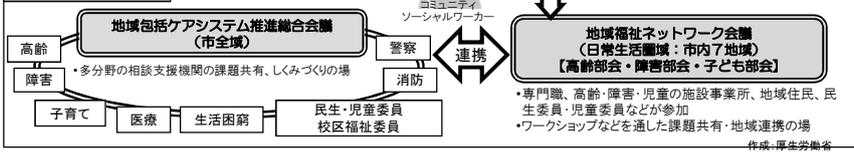
◎CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）

市レベルでの取組



作成：厚生労働省

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築（東京都江戸川区）

自治体概要※
人口 697,801
面積 49.09㎢
小学校数* 70
中学校数* 33
※2019年4月1日現在
*区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
- 暮らしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関が連携（バックアップ）している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート（区の補助事業）し、現在は9か所（2019年4月末時点）、2025年までに15か所^(注)の整備を計画。



なごみの家 小岩

- 「なごみの家」の主な機能は以下の3つ
 - ①なんでも相談（必要に応じてアウトリーチで相談に応じる）
 - ②子どもから高齢者まで誰でも集える交流の場
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③地域のネットワークづくり

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、看護師、地域ボランティア



出所：広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」^(注)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策（例：不足している地域資源の創出等）を検討。

^(注)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど、40～50人程度の参加がある。

区レベルでの取組



作成：厚生労働省

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）【モデル事業】

自治体概要※
人口 78,563
面積 129.77km²
小学校数* 14
中学校数* 5
※2019年4月1日現在
*市立のみ

- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、まちの保健室(地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口)がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(小学校圏域に市内15か所)
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」(既存の地域向け各種補助金を一括交付金化)を交付し、住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。

◎おじやまる広場(つじが丘地区)

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子ども高齢者や障害者に元気を与えて活躍。



「おじやまる広場」の光景

◎まちの保健室(地域支援事業・地域力強化推進事業)

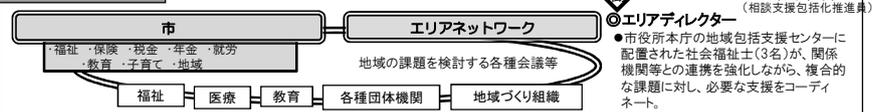
- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年(平成17年)度から開設。地域づくり組織と運動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2~3名ずつ配置。(地域包括支援センターのランチ)

- まちの保健室の業務
 - ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ② 見守り・支援ネットワークづくり(地域づくり組織などとの協働)
 - ③ 健康づくり・介護予防



「まちの保健室」の光景

市レベルでの取組



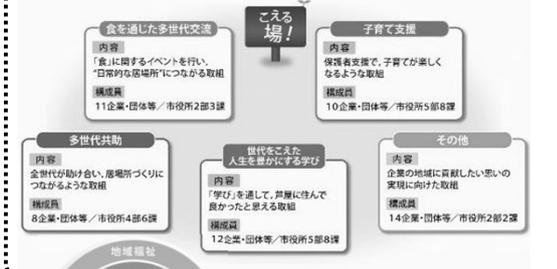
作成:厚生労働省

多種多様なプラットフォームの事例 ①(兵庫県芦屋市)

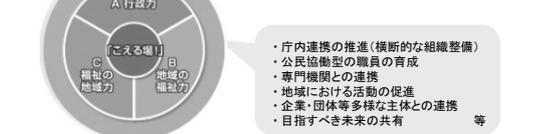
平成29年度から、行政改革と運動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場!」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

平成30年度「こえる場!」の取組

- ・企業・団体等が日ごろの活動の中で感じている地球課題や企業・団体等が持つ強みや資源に関連するテーマを提案
- ・テーマに関心のある人が集まり、5つのグループに分かれて、取組を進める。



- (参加企業)(令和元年8月時点)
- アイワ証券(株) / (株)アクティブライフ / 朝日ケ丘コミュニティスクール / 芦屋いづみ会 / (学)芦屋学園芦屋大学 / (福)芦屋市社会福祉協議会 / 芦屋市商工会 / (特非)芦屋市体育協会 / 芦屋市民生児童委員協議会 / 芦屋市レクリエーションスポーツ協会 / (株)芦屋人 / 尼崎ENGAWA化計画 / (株)笠谷工務店 / (福)かんでん福祉事業団エルホーム芦屋 / (福)きらくえんあしや喜楽苑 / (学)甲南学園甲南大学 / (一社)コミュニティ援助センター / (特非)コミュニティリンク / (特非)さんびす / (株)ジェイコムウェスト / (福)聖徳園あしや聖徳園 / 生活協同組合コープこうべ / 地域福祉アクションプログラム推進協議会 / ちきゅうっ子応援隊 / (株)トライグループ / (特非)人間中心設計推進機構関西支部 / 阪急阪神ホールディングス(株) / 兵庫県住宅供給公社 / (福)兵庫青年会協会 / (株)フュージョンマックス / (株)プランツキューブ / (株)ポップアイディー / ミズバ / (株)三井住友銀行 / (株)ラジオ関西



日本福祉大学社会福祉学部 平野隆之教授提供資料

多種多様なプラットフォームの事例②(松戸市)

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

いいばしょ 居場所 みつけましょ！
～東部地区地域づくりフォーラム～



地域の声をキャッチアップ

まつどNPO協議会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を
地域で考える

生活支援コーディネーター
を配置

地域住民だけでは
解決が困難なこと

東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子ども達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を模倣



多種多様なプラットフォームの事例③(東京都文京区)



文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「ファミコム」を開所。多様な主体が協働する場をコーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

「つながる・つなげる・踏み込む」

- ファミコム：文京=文(み)の京(みや)のコミュニティ
- ファミコム：community communication
- 踏み込む！

人と情報が
集う場を
つくります！



- ◆ファミコム cafe
地域に関するさまざまなテーマのゲストの話を聞きながら、新たなつながりが、次のアクションを生み出すきっかけのイベント

地域活動・NPO活動など
専門相談や活動を
サポートします！



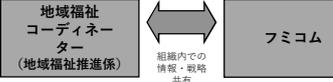
- ◆ファミコム朝活
休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座
例)グラフィックレコーディングなど
- ◆活動入門講座
地域のことや課題を知った後のステップとして、各自ができる行動に踏み出すための準備の講座
例)防災講座、定年引退準備講座

つながりを生み出すための
コーディネーターや
マッチングを行います！



- ◆団体力強化講座
広報や資金獲得など、団体の組織運営や活動の企画する際のヒントとなる講座
- ◆専門相談
外部の専門家による団体の課題に合わせた各種相談
- ◆コミュニティマスター等による相談
経験豊富なスタッフによる専門的な総合相談やネットワーク支援を実施
- ◆企業や教育機関のネットワーク
地域や社会貢献に関心のある企業や教育機関のネットワークを結ぶ、新たなつながりをコーディネートすることで地域活性化や課題解決を図ります。
- ◆「B+L」(企業・行政・学校・ソーシャルビジネス等)の新たなつながりによる、地域活性化や地域課題解決のための協働事業を募集し、助成します。

地域福祉コーディネーターとファミコムの両輪での事業推進



- 「地域」に強い
- 「福祉」に強い
- 地域の課題「発見」力
- テーマ型活動に強い
- 福祉以外・地域外の資源
- 協働による課題「解決」力
- 福祉職だけでは担えない中間支援

集まらない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

- ファミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降はオンラインで開催。
- コメント機能等を活用してゲストと参加者の双方向のやり取りも行い、新たなつながり方を実現。



【ファミコムの活動から見えてきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。
⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは「繋ぐ人」
- 「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の「言語」の違いへの認識が必要
- 福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる

多種多様なプラットフォームの事例④（岡山市）

地域づくりの拠点の一つである公民館の職員と支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が連携し、地域交流の活動を協働でコーディネートするため、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。

取組の概要

- 岡山市では公民館がESD（持続可能な開発のための教育）や市民と協働した取組を推進し、地域づくりの拠点の一つとして重要な役割を担うとともに、公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援。
- このため、支え合い推進員が活動するにあたって、公民館をはじめとした関係課・関係機関の協議の場を全庁、地域単位でそれぞれ設け、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

取組における工夫・ポイント

- 保健福祉の上位計画である地域共生社会推進計画と公民館基本方針において、それぞれ連携を位置づけ、地域づくりを推進。
- 関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、小・中学校地区レベルでは、公民館職員、保健福祉関係職員で構成する地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。（概ね1か月に1回開催）
- 支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を協働で実施。

取組の成果

- 支え合い推進員や公民館職員等が連携して地域づくりを行うことで、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与。

【とみやま助け合い隊の結成】

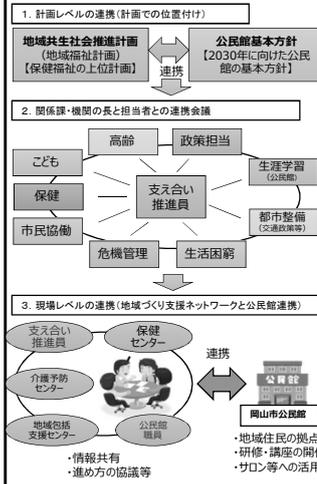
公民館職員、支え合い推進員、地域住民等が参加する「小地域ケア会議」で地域ニーズを整理したことをきっかけに、地域住民が困りごと支援をする「とみやま助け合い隊」を結成。
公民館職員が後方支援しながら、地域住民が公民館でサーター研修を開催し、担い手を養成。実践例：ゴミ出し、パソコンの設置、操作、草取り、病院等への付き添い等

【地域を支え合う協議体、チーム大元の結成】

公民館、支え合い推進員等がチームで地域のキーパーソンとの関係づくりを行うことで、地域住民が主体的に支え合いを考える協議体を結成。
行政が一本化しており、本気度を感じた。住民が出来ることをしたい。



実施体制



包括的支援体制整備と専門職のこれから
 ～半田市の実践より～

半田市社会福祉協議会
 半田市障害者相談支援センター
 センター長 加藤 恵

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- ▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- ▶ 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- ▶ このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

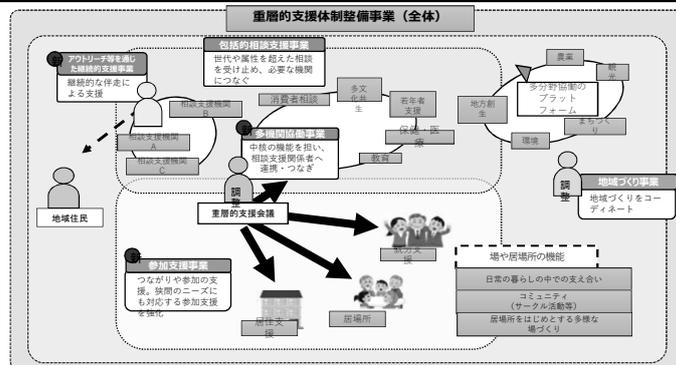
重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業 I・II・IIIの支援を一体的に実施	I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
	II 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など
	III 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○ 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

59

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

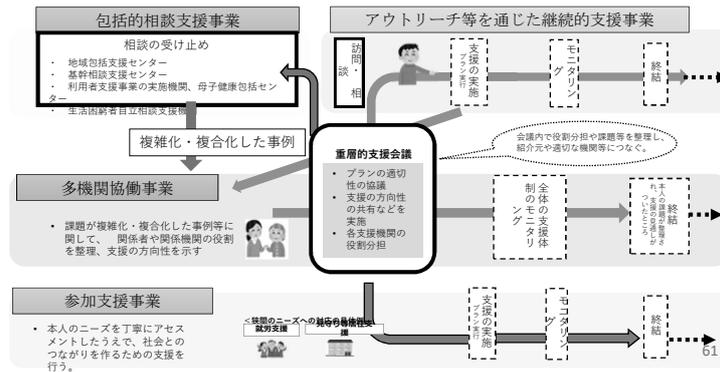
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につき、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



60

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わりず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



半田市 (愛知県)

面積： 47平方km
(南北8.2km 東西9.7km)

海拔： 最高83.7m

人口： 約12万人 約48,000世帯

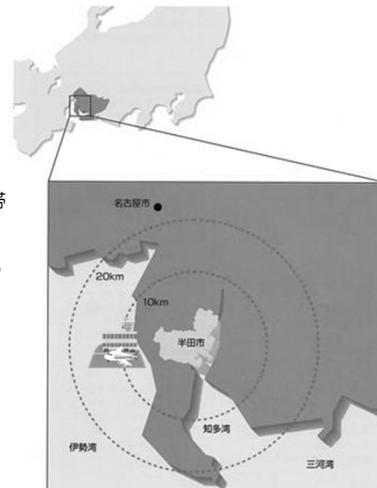
障がい者手帳交付者数
5,651名(重複あり)

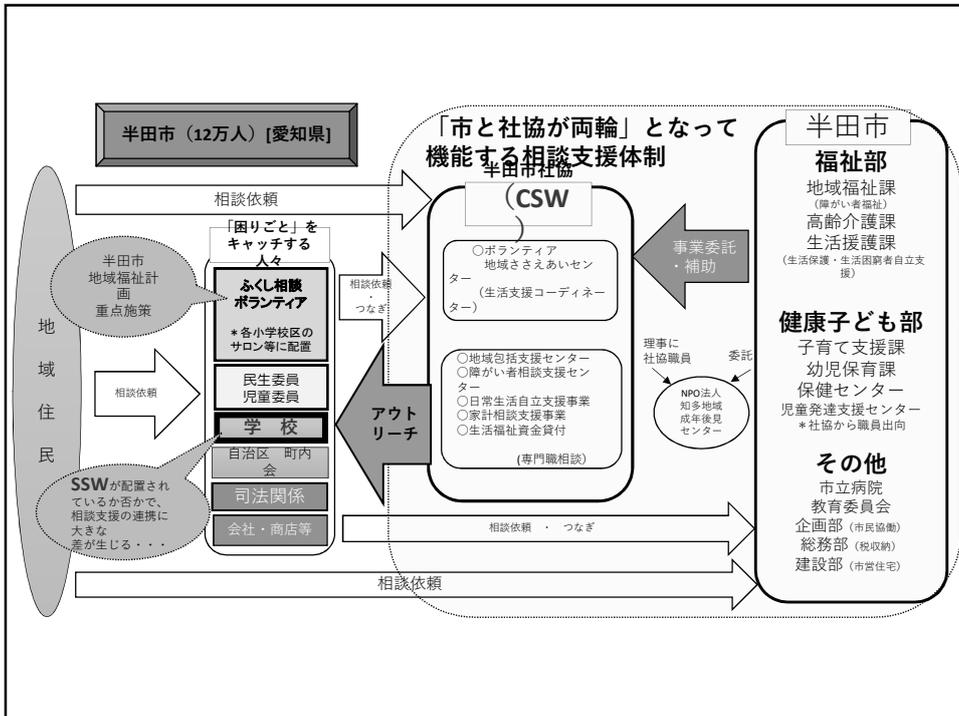
高齢化率 24.2%

要介護・要支援認定率17.1%

生活保護率 6.1‰
(2020年4月1日現在)

NPO法人や市民活動団体が多い。
農業・工業・商業それぞれ盛んである。





半田市社協は

相談を絶対に“断らない”

“断らない”とは「何でも解決できる」と

宣言することではない。

“断らない”とは、その人の悩みや不安を傾聴し、その人に寄り添い、解決に向けて一緒に考えること。

そして、その課題の解決のために動いてくれる仲間たちと協力し合うこと。

切れ目のない相談支援体制へ…

すでに高齢・障がい・困窮・権利擁護は総合相談体制にある。



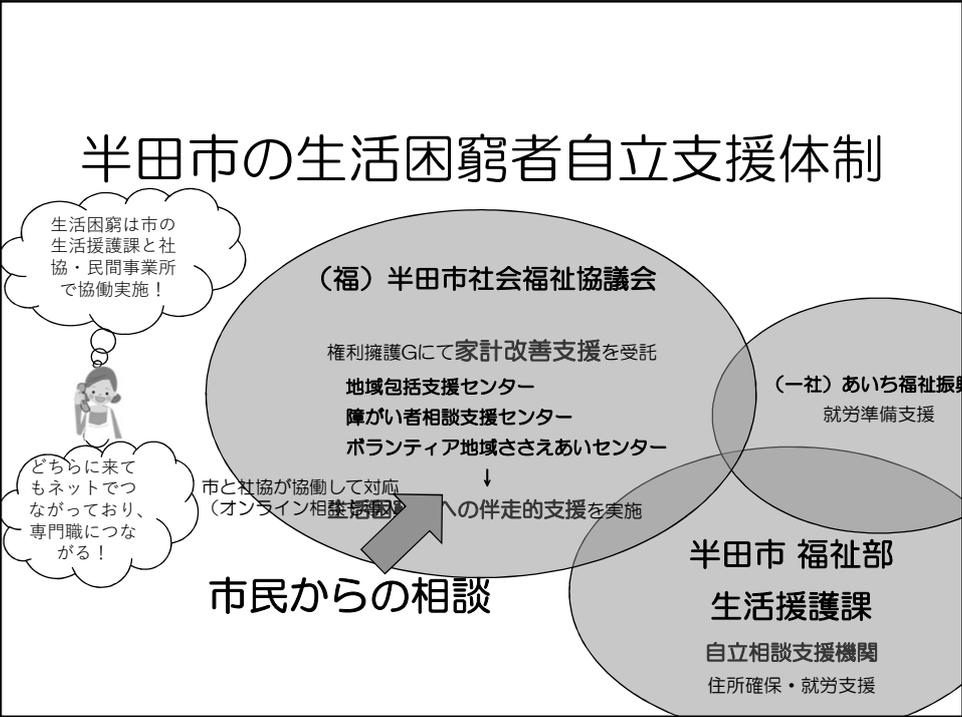
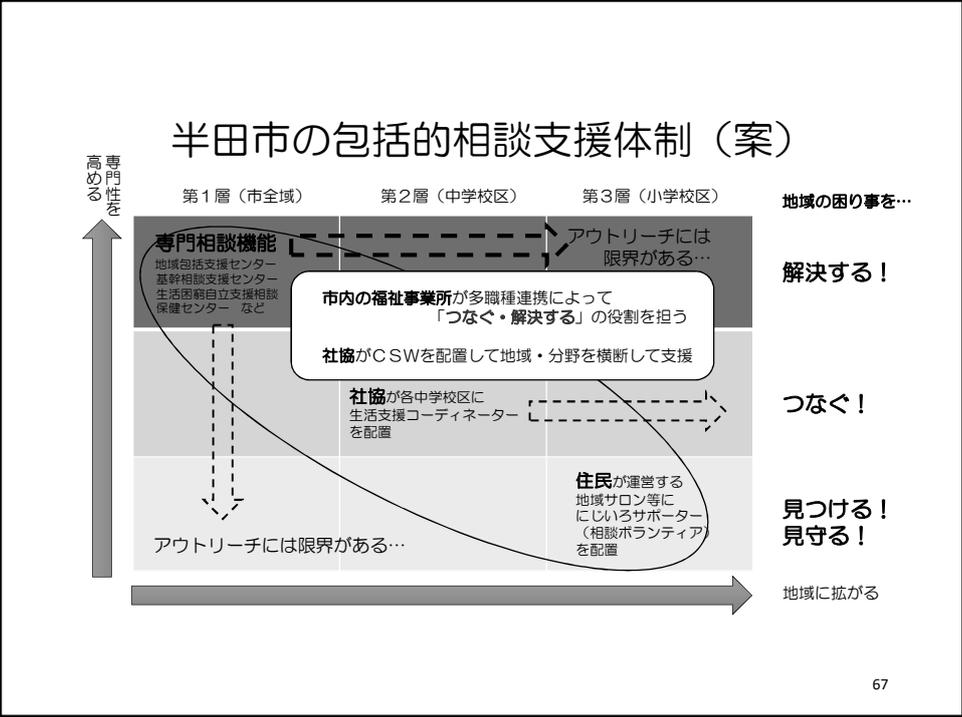
総務グループ

社会福祉法人
半田市社会福祉協議会

(相談支援担当)

権利擁護グループ

- 地域包括支援センター
- 障がい者相談支援センター
基幹 委託 特定 就労
- ボランティア地域ささえあいセンター
生活支援コーディネーター事業 *各中学校区に配置
減災地域ささえあいセンター (常設型災害ボラセン)
- 2021年度~ コミュニティソーシャルワーカー (専任) を配置予定
- 日常生活自立支援事業
- 生活福祉資金等貸付
- 生活困窮者自立支援
家計改善支援事業



総合的相談はこんな時に良いので は？

- 高齢になってきた母を支援しているのは、障がいという認識はないけれど、なんらかの生きづらさを持っている息子。。。 (包括+障がい) ★
- 小学校4年生の子が学校に来れない。昨年生まれた弟がいるけど、母にもなんらかの生きづらさがあるような。。。 (保健センター+学校+障がい相談)
- 70代のお父さんが亡くなったのだけれども、ふすまの向こうから怒っている娘さんの声が聞こえる。。。 (包括+障がい相談)
- 高校を卒業してから15年自宅に引きこもっている息子がいます。いくつか相談はしてみたのだけれど。。。 (生活困窮+障がい相談) ★
- 外国籍でコロナの影響を受けて、職がなく、乳幼児を2人抱えて生活に困っているんですけど。。。 (生活困窮+ボラセン+学教) ★

アウトリーチ支援があれば・・・

⇒ こういうケースはどの町にもあるはず。。。で、誰が寄り添いますか？ ★
⇒ 1つの機関や公的な支援だけでは支えられないから難しいんです！

例えば、誰もがふらっと立ち寄れる相談窓口があったら・・・。



相談窓口
居住支援

NPOの拠点を社協が間借りしている。

半田市社協の地域拠点のひとつ
『半田南部ささえあいセンター』





旧和菓子店が 地域交流拠点に

半田・亀崎地区 10月始動へ社協、住民ら準備

伊勢国半田市の和菓子店「和菓子屋 紀伊屋」が、亀崎地区に「亀崎ささえあいセンター」を開設し、10月に正式に開業する。同センターは、地域の交流の場として、おとなと子どもの「ものづくり塾」や、地域活動の応援、亀崎図書館とのコラボレーションなどを行う。また、おとなと子どもの「ものづくり塾」や、地域活動の応援、亀崎図書館とのコラボレーションなどを行う。

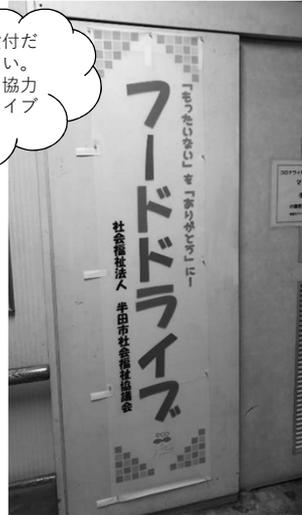


亀崎ささえあいセンター（駅前ほうす）

- ふくし相談窓口
- 地域交流の場
- おとなと子どもの“ものづくり塾”
- 地域活動の応援
- 亀崎図書館とのコラボ

半田市社協の地域拠点

生活困窮や貸付だけでは、難しい。企業等からの協力でフードドライブ支援



フードロス問題→子ども食堂支援として「フードドライブ事業」を立ち上げたが…



コロナ禍による生活困窮対策事業として拡大



米・飲料・レトルト食品・インスタント食品・菓子等
19,000個（総重量5.5t）を超える食材が集まり、支援先は「161世帯・58団体」となる

(2020年10月31日現在)



どうやって外国籍の方にも情報を提供するか？学教の協力でメルマガに！



学校メルマガ 2020/06/10
宛先: aruiteikodokomademo@icloud.com >

さくら小・ポルトガル語】登下校中マスクの着用について

[Conselho de educacao de Handa] Uso de mascara no percurso escolar

No percurso escolar, nao e necessario usar mascara desde que se esteja a mais de 2 metros de distancia de outras pessoas. No entanto, nao se esqueca de trazer uma mascara consigo para a escola, porque vai precisar de uma para usar na escola.

半田市 さくら小学校

配信解除は、ml_teishi_sc@eins.chitamaru.jp にメールを送信してください。
(学校メルマガ登録そのものが解除されますのでご注意ください。)

外国籍の方に“支援に関する情報”が届いていないことが判明
(特に**子どもがいる世帯**が心配)

↓

半田市教育委員会において
「学校メルマガ (外国語版含む)」に支援に関する情報を掲載していただく

↓

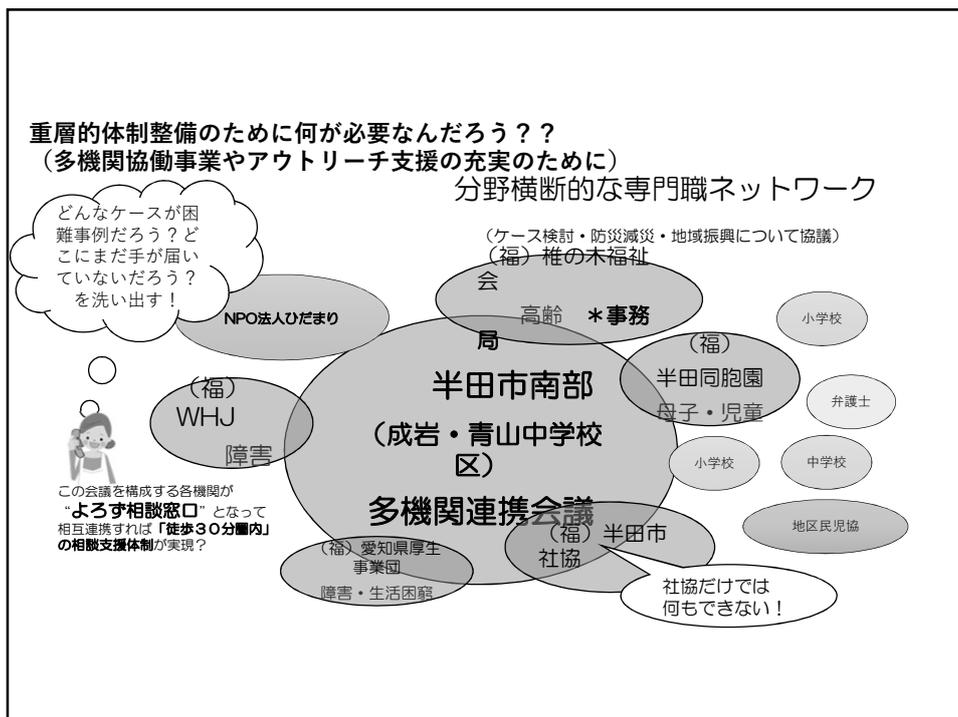
相談が激増

英語・ポルトガル語の通訳を
社協で雇用して対応

重層的体制整備のために何が必要なんだろう??
(総合相談のために。協力しあう相手を知るために)



あらゆる専門職職種が
ごちゃまぜの「事例検討
会」



福祉専門職の新たな役割

【地域の課題解決】

- 多職種・多機関との連携
- “待ち”の相談ではなく**地域に出向く**
 (アウトリーチ)

【伴走的支援】

- 地域の中でつながり続ける (差別、排除しない)
- 住民相互の支えあい、緩やかな見守りと協働

参考：厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

78

日本社会や国民生活の変化

- 個人や世帯の課題が多様化・複雑化している
→もはや縦割りの制度では救えない
- 「共同体」機能の脆弱化（家族・地域・職場）
- 人口減少による担い手不足

参考：厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

「困っている人」の主な例と推計値

*2018年半田市人口統計を参考

貧困状態の子ども 2,735人

2018年 厚生労働省調査（17歳以下の子どもの貧困率13.7%）から算出

認知症で独居の高齢者 603～754人

65歳以上の有病率8～10%（厚生労働省HP「みんなのメンタルヘルス」）から算出

自宅にひきこもっていると思われる人 33人以上

2019年 半田市社会福祉協議会調べ

福祉サービス未利用の重度障害者 143人

2015年 半田市地域福祉課・半田市障がい者相談支援センター調べ

こうした「困っている人」
や、

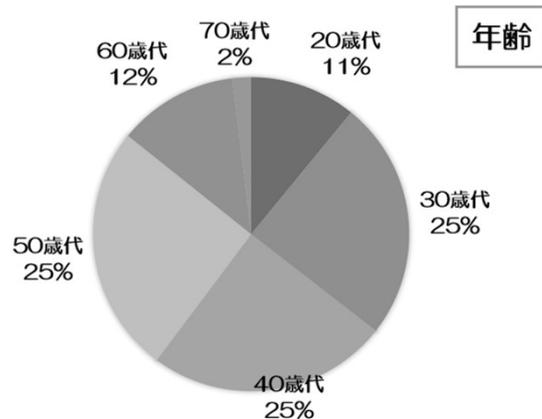
これ以外にも半田市に存
在するであろう
「困っている人」は、

ちゃんと支援につながっ
ているのか？

今は困っていない人が、
ある日突然「困っている人」なる…

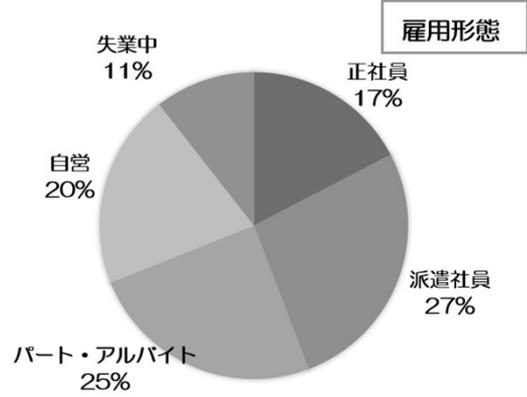
81

“コロナ禍”によって生活困窮状態となった市民①

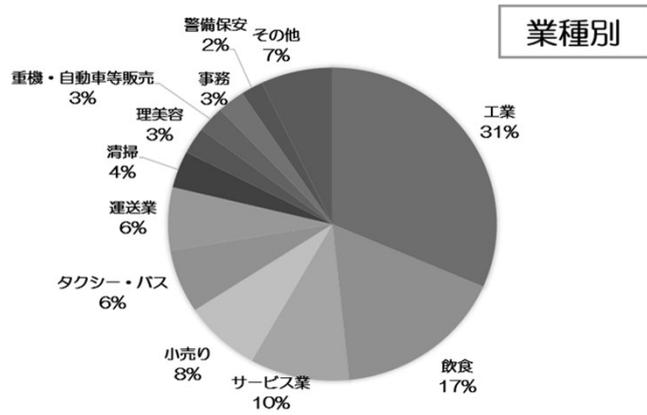


82

“コロナ禍”によって生活困窮状態となった市民②



“コロナ禍”によって生活困窮状態となった市民③



いつ降りかかってくるかわからない災厄…
財源も人財も減っていく未来に備えて、
相互支えあいのしくみ（**地域共生社会**）を
創っていかざるを得ない

85

「地域共生社会」の 理念

- 制度・分野の枠を超える → “縦割り” から “横串” へ
- 「支える側」「支えられる側」という関係を超える
- 包摂的なコミュニティを創る → **すべての人が支えあう地域**
- 福祉の政策領域だけでなく、地方創生・まちづくり・教育・
地域自治・環境保全などに広がる

参考：厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

86

重層的体制整備のために何が必要なんだろう??
(参加支援を充実させるために。。。)

• 参加支援のポイントはいくつかあります。

①従来の縦割りのサービスをそれ以外の方にも活用できないか考えること

②商店街や企業とともに居場所や就労や活躍の場を作っていくこと

③それぞれの分野で困っていることやちょっとした支援で解決できないことを今ある組織や仕組みを活用して、新たな支援や仕組みを改善開発していくこと

⇒そのためには、わが町に何が足りていないのか、またどんな素敵な取り組みがあるのかを多角的な視点で見直していみることもなかもしれません。





仮設住宅にお住まいの方々にお配りします。
 地域住民みなさまのお力を
 お貸しください！
 手軽いで大丈夫です。1枚だけでも大歓迎！

雑巾♥ちくちくプロジェクト

各地で大変な災害が発生し、特に風水害では「タオル」や「雑巾」が必要とされています。

各地に伝播した台風の後、日本福祉大学を中心に「タオル」を集め、その「タオル」を「雑巾」にして、被災地など必要な方に届けるプロジェクトを企画しました。被災地の支援はボランティアだけでなく、みなさん、この季節で被災地のことを思い、ひとくちどお心を込めて雑巾を作りませんか。

この活動は、NPO「ふくし共育」の協力を得て、被災地に届けたい「雑巾」を「ふくし共育」が取りました。みなさんの力を貸してください！記録の残りを被災地に届けませんか？

雑巾♥ちくちくプロジェクト 手順編

1. 雑巾の材料を準備
2. 雑巾の材料を準備
3. 雑巾の材料を準備
4. 雑巾の材料を準備
5. 雑巾の材料を準備

問合せ
 社会福祉法人 手田市社会福祉協議会
 ボランティア活動センター
 Mail: handa@hucca.or.jp
 Tel: 0549-23-0001 Fax: 0549-22-2435



地域福祉の基盤づくり
 「ふくし共育」



支援されるだけの人は
いない!

感染者を
差別しない!

福祉教育 → ふくし共育

“ふだんのくらしのしあわせ”の実現
さまざまな立場の地域住民が共に支え、育む
コロナ禍だからこそ、支えあいのまちづくり

ワークショップ

- ①グループ内で、進行役・書記役を決めてください。
- ②A3のワークシートに、個人で記入作業（10分くらい）
- ③記入内容について、グループ内で一人ずつ発表（一人2分以内を目安に）+自由にディスカッション
*書記役の方、A4白紙を使用して書記をお願いします！
- ④全体発表

ワークショップシート	(記入任意) ご所属:	ご氏名:
1. 講演の感想		2. 自分が取り組みたいとおもったこと
4. 苫小牧市として今後取り組むべきことについてのアイデア		3. 取り組み推進にあたっての課題（具体的に） *ケースのことも政策面でも業務的なことでも構いません！ *自分のこと・所属先のこと・苫小牧のこといずれでもOK！